

I 法人の利益の処分に關する考え方

1 毎年行ふべき処理

地方独立行政法人会計基準第69に基づき、単年度で利益を生じた場合は、「利益の処分に關する書類」を財務諸表として設置者に提出し、その承認を受けなければなりません。

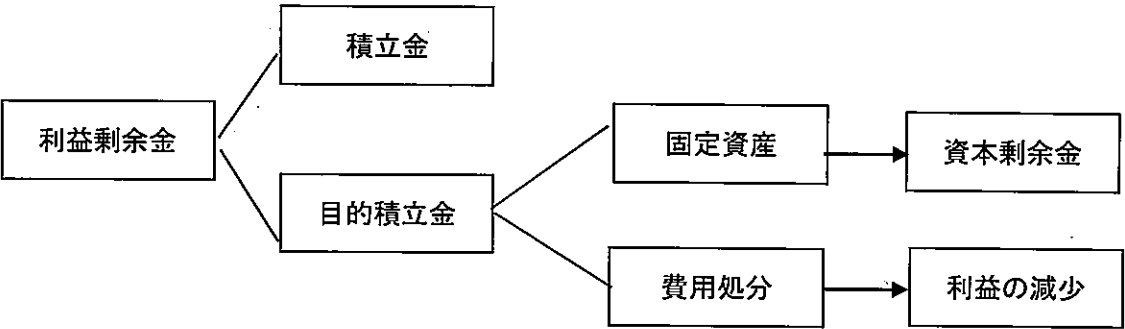
単年度で生じた利益剰余金は、原則として「積立金」として処理しなければなりません。ただし、翌年度の中期計画に定めた使途に充てる場合は、「目的積立金」として処分が可能です。

利益の処分に關する書類（記載例）			
I	当期末処分利益		×××
	当期総利益	×××	
	前期繰越欠損金	×××	
II	積立金		×××
	地方独立行政法人法第40条第3項により		
	設立団体の長の承認を受けた額		
	目的積立金	×××	
		×××	×××

【目的積立金に關する重要な処理】

目的積立金は、中期目標に記載されているもの（設置者の認可を受けているもの）に限り、計画期間内の翌年度以降の事業に要する経費に充てることができますが、このうち、固定資産を取得する場合は、取得した金額を「資本剰余金」として計上し、現金の裏付けの無い（資産化された利益剰余金）として整理を行います。

一方で、同じく中期計画に記載されているものに限り、単に費用として処分することも可能です。この場合は、「目的積立金取崩額」として、損益計算書上、発生する費用の見合いとして収益に計上されることになります。したがって、この場合、貸借対照表上は、利益剰余金が減少するのみとなります。



貸借対照表（記載例）

Ⅱ 資本剰余金		
資本剰余金	×××	
損益外減価償却累計額	－×××	
資本剰余金合計		×××
Ⅲ 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	×××	・・・(i)
目的積立金	×××	・・・(ii)
積立金	×××	・・・(iii)
当期末処分利益	×××	・・・(iv)
(又は当期末処理損失)		
利益剰余金（又は）繰越欠損金合計		×××

2 中期目標期間最終年度の処理

中期目標の最終年度においては、前述のとおり毎年度の会計処理が行われるため、①積立金として温存されている利益、②固定資産に振り替わり資本剰余金として整理されている利益、③費用として処分され利益としては消滅している利益、の3種類に分類された利益（③は消滅しているので差し引かれる）が積み上がっているはずです。

中期目標最終年度においては、このうち、①積立金として温存されている利益と最終年度の未処分利益（i + ii + iii + iv）、を次の中期目標期間を迎えるにあたって、どのように処理するかを決めなければなりません。

処理の方法は、次の3つです。

（A）次期中期目標期間中に中期計画に掲げる使途（固定資産）に充てる

第4期中期計画「第7 剰余金の使途」においては、「決算において剰余金を生じた場合は、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等に充てる。」としています。これには固定資産やそれ以外のものが含まれていますが、このうち「固定資産」とは、取得後に資本剰余金として整理されるもので、会計基準によると「財産的基礎を構成すると認められる場合」とされています。いわば「資本」と同等の財産的基礎をもつものを取得する場合は、これに該当するということです。また、何をもって財産的基礎として整理するかは、設置者の判断とされており（独法会計基準注解＜注15＞）、佐世保市としては財産的基礎を構成する固定資産を次のように考えています。

（財産的基礎を構成する固定資産）

土地、建物、住宅など、直接的な収益につながりにくく、かつ、事業を行うにあたって必要不可欠と認められるもの。(例：病院施設の建替え、施設に要した長期借入金の償還財源など)

(理由)

診療報酬に算定される医療行為に使用する医療機器や電子カルテなど、当該機器の利用が直接的に収益を生む又は向上させることを前提として取得するものについては、その費用は当然に収益でペイされるべきであり、損益の差(利益剰余)をもってこれに充てることは不適当と考えられるため。

(B) 次期中期目標期間中に中期計画に掲げる使途(固定資産以外)に充てる

中期計画に掲げた使途のうち、固定資産以外に充てる場合については、どういう費用がこれに該当するかの法律上の決まりはありません。したがって、単に設置者が認めるかどうかということになりますが、会計上の考え方としては次のとおりと考えられます。

(次期中期目標期間中に費用として処理すべき処分内容)

利益剰余金は、診療報酬に算定される医療行為に使用する医療機器等、直接的に収益を生む又は向上させることを前提として取得された物品等が、予定された利益(減価償却相当額)を上げた上で、さらに生じた利益であり、仮に、収益を生むことを前提とした医療機器等を、利益剰余金(目的積立金)を取り崩すことにより取得した場合、本来、減価償却費相当の利益を生み出すはずの機器等が、利益を生まずとも会計上損失を生じない状況に置かれるため、経営上、好ましくないと判断される。したがって、次期中期目標期間中に費用として処理すべき処分内容は、直接利益につながりにくい、将来の病院経営にとって必要不可欠であると認められるもの、とすることが適当と判断される。(例：人材確保、教育・研修体制の充実など)

(C) 法第40条第6項により設置者に納付する

法第40条第6項においては、前述の使途に充てるために積み立てた金額を除いては、設置者に納付しなければならない、と規定しています。本来、地方独立行政法人は「行政がやらなければ誰もやらず、かつ、必ずしも行政が直接行う必要がないもの」であり、「利益追求」がその使命ではありません。

したがって、病院の場合、その設置目的である「医療の不足するところに必要な医療を提供する」という目的が達成されて、なお剰余金が残る場合は、設置者に返納することとされています。

(※注)

運営負担金は、独立採算では賄えない医療(救急医療や高度医療)について、設置者が実施させるにあたっての責務として「負担」をするものであり、剰余金の発生を運営負担金の減少につなげることは適当でない。あくまでも設置者の責務としての運営負担金はルールに基づき負担されるべきものであり、結果として生じた剰余金については、「剰余金」として返納されることが法の趣旨と考えられる。

Ⅱ 「法人の利益の処分にに関する考え方」を踏まえた、北松中央病院に係る第3期中期目標期間終了後の利益の処理について

「Ⅰ 法人の利益の処分にに関する考え方」を踏まえ、北松中央病院に係る第3期中期目標期間終了後の利益の処理について、佐世保市としては、次のとおりにすべきと考えています。

1 目的積立金（固定資産）として認める額

¥ 759,358,754 —

（承認資産）

① 長期借入金償還額（但し、運営負担金対象額を除く） ¥ 716,070,732

② 財産的基礎を構成する施設整備 ¥ 43,288,022

（承認基準）

①長期借入金中財産的基礎を構成すると認められる資産に係る償還経費のうち運営負担金の対象とならない部分に係る額

②財産的基礎を構成すると認められる資産

2 目的積立金（費用）として認める額

¥ 0 —

（承認基準）

○病院経営に必要不可欠であり、減価償却相当額程度の収益が見込まれない資産の取得経費

○病院経営に必要不可欠であり、減価償却のない費用に係る経費

○実態としての資金バランスを保つための、留保財源としての額

○その他、必要と認められるもの

3 設置者に納付すべき額

¥ 0 —

（承認基準）

○積立金として認める額の承認によるも、なお残余があるときは、「剰余金」として佐世保市に納付する。